

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月12日
【会社名】	山田コンサルティンググループ株式会社
【英訳名】	YAMADA Consulting Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 慶作
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
【縦覧に供する場所】	山田コンサルティンググループ株式会社大阪支店 (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル) 山田コンサルティンググループ株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 JRゲートタワー) 山田コンサルティンググループ株式会社神戸支店 (神戸市中央区加納町四丁目2番1号 神戸三宮阪急ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長増田慶作は、当社の第33期第2四半期（自2021年7月1日 至2021年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。